

令和8年度

板野町職員採用試験案内

令和8年7月1日

板野町

〒779-0192

徳島県板野郡板野町吹田字町南2番地2

電話088-672-5980

受付期間 令和8年7月8日（水）～8月5日（水）

第1次試験日 令和8年9月20日（日）

- (1) 郵便による申込みは、8月5日（水）必着とします。
- (2) 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けいたしませんので十分注意してください。
- (3) 試験会場の変更など試験に関する変更がある場合は、板野町のホームページでお知らせいたします。

1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容

- (1) 申込みできる「試験区分」は、一つに限ります。
- (2) 申込み後は、「試験区分」の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務 (高等学校卒業程度)	若干名	板野町において、一般行政事務に従事します。
保健師	若干名	板野町において、保健師の業務に従事します。

※採用予定人員は変更になる場合があります。

2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務 (高等学校卒業程度)	昭和56年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者(就職氷河期世代含む。)
保健師	昭和56年4月2日以降に生まれた者(就職氷河期世代含む。)で保健師の免許を有する者または令和9年春までに実施される国家試験により当該資格を取得する見込みの者

「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 板野町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者
(心身耗弱を原因とするもの以外)

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和8年9月20日(日) (1) 受付時間 8時30分から 9時15分まで (2) 試験説明 9時15分から (3) 試験時間 9時30分から 12時05分まで ※「保健師」は14時45分まで	板野町町民センター (板野町大寺字亀山西169番地5) 駐車場は、町民センター及び役場の駐車場に 停めてください。
第2次試験	令和8年10月25日(日) (時間及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験は、次のとおり行います。

試験種目	試験区分	時間	方法及び内容
教養試験 (40題)	すべての 区分	9時30分から 11時00分まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
適性検査	すべての 区分	11時15分から 12時05分まで	公務員として職務遂行上必要な素質及び適正について、書面による検査を行います。
13時00分から説明 (12時05分から13時00分まで休憩時間)			
専門試験 (30題)	保健師	13時15分から 14時45分まで	専門的知識及び能力について(一般事務(高等学校卒業程度)は除く)択一式による筆記試験を行います。問題は、別表の「専門試験出題分野」から出題します。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

試験種目	方法及び内容
論文試験	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための試験を行います。
口述試験	主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

別表 専門試験出題分野

試験区分	出題分野
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

5 受験手続

- (1) 申し込みは、持参、郵送又は電子申請（推奨）による方法があります。
申込用紙は、板野町ホームページからのダウンロードにより入手できるほか、板野町役場総務課で配布しています。
 - (2) 受験申込先
板野町役場総務課宛（〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南22番地2）
 - (3) 申し込み（提出）
 - ア 持参する場合：申込受付期間内の執務日（月曜日から金曜日）の午前8時30分から午後5時までに板野町役場総務課へ提出してください。
 - イ 郵送の場合：封筒の表に「**試験申込（試験区分 一般事務または保健師）**」と朱書きし、**必ず「一般書留郵便」**により板野町役場総務課宛に送付してください。
受験申込書の郵便はがきにあて先を記入し、85円切手を必ずはってください。
 - ウ 電子申請（推奨）の場合：町ホームページの「電子申請申込手順」もご確認ください。
 - ①「徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）」にアクセス。
https://apply.e-tumo.jp/town-itano-u/offer/offerList_initDisplay
 - ②利用者登録および申込内容の入力
利用者登録の後、手続き一覧から該当する試験区分の申し込みを選択し必要事項を入力し、申し込みを行ってください。
 - ③「申込完了通知」メールの確認
申し込みの完了後に、自動送信されるメールですので、必ず確認してください。
「整理番号」と「パスワード」は今後申込状況を確認する際に必要となりますので控えておいてください。
※メールが届かない場合は、申請が到達していない可能性があります。
 - ④「受付完了通知及び受験番号のお知らせ」メールの確認
申し込みから数日以内に、届くメールです。このメールが届いたら受付完了となります。
続いて、電子申請サービスから「受験票」をご準備ください。
- 【重要】**
- ※利用者登録したメールアドレスにメールを送信します。「town-itano@apply.e-tumo.jp」及び「soumu@town-itano.i-tokushima.jp」からのメール受信が可能な設定にしておいてください。
また、URL記載のあるメール受信が可能な設定にしておいてください。
 - ※申込内容に不備がある場合は、別途メール又は電話でご連絡させていただく場合があります。
複数回連絡しても確認がとれない場合は、申し込みを無効とさせていただく場合があります。
 - ※締め切り直前は、サーバーが混み合うために申込みに時間がかかる恐れがあります。
余裕をもって早めに行ってください。
 - ※システムのメンテナンスや障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、受付期間中でもシステムを停止する場合があります。
その他、通信障害等のトラブルについては一切責任を負いません。
- (4) 提出書類（持参又は郵送の場合）
 - ・職員採用試験受験申込書1部（所定の申込用紙を使用すること。）
 - ・受験申込書の郵便はがき（郵便の場合のみ）
 - (5) 受験票
 - ア 持参する場合 申し込みの際に交付します。
 - イ 郵送の場合 郵送します。申込書の郵便はがきに85円切手を必ずはってください。
 - ウ 電子申請の場合 配布はデータで行います。準備ができ次第メールで通知します。
電子申請サービスから受験票データをダウンロードし、各自印刷してください。
 - ※「整理番号」と「パスワード」が必要となります。
 - ※A4白紙に黒色で印刷し、受験票は枠線に沿って切り取りください。

◎受験票の写真は申込みの際にははってはいけません。申込み後、受験票を受け取ってから、申込み前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、脱帽の本人と確認できる写真（縦4.5cm、横3.5cm）をはって、試験当日必ず持参してください。

◎8月21日までに到着しない場合は、総務課（TEL088-672-5980）へ連絡してください。
 - (6) 身体に障害があるなど、試験場において配慮を必要とする場合は、受験申込みの際に申し出てください。



6 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和8年10月上旬に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。
- (2) 第2次試験合格者の発表は、令和8年10月下旬以降に板野町の指定する掲示板に公告するとともに、合否にかかわらず文書で通知します。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用予定者が決定されます。したがって、合格者は、必ずしも全員採用されるとは限りません。
- (2) 受験資格に記載した期限までに当該資格又は免許を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載されても、採用される資格を失います。
- (3) 採用は、原則として令和9年4月1日以降です。

8 給与

初任給は、原則として下表のとおり支給されます。
このほか、期末・勤勉手当、通勤手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定の金額が給料月額に加算される場合があります。

学 歴	初任給 (令和8年4月1日現在)
高 校 卒	200,300円
短期大学卒	216,500円
大 学 卒	232,000円

9 試験結果の口頭による開示請求

この試験の結果については次のとおり口頭で開示を請求することができます。
なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者（不合格者に限る。）が、受験者本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証など）を持参のうえ、直接開示場所までお越しください。

区分	開示請求 できる者	開示内容	開示期間・場所
第1次試験 結果	不合格者本人	順位及び総合得点	それぞれ合格発表から1月間 板野町総務課 平日（祝日を除く）8:30～17:00
第2次試験 結果			

10 その他

- (1) この試験についての問い合わせは、板野町役場総務課（TEL088-672-5980）へ連絡してください。
- (2) 第1次試験の択一式試験の採点は光学読取をしますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 時計は、時計機能だけのものに限りません。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は使用できません。
- (4) 自然災害等により試験の延期など試験日程を変更する場合は、当日午前7時までに板野町のホームページでお知らせします。